

## 第24期佐世保市農業委員会第13回総会議事録

1 開催日時 令和3年6月25日(金) 13時30分から15時30分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(16名)

委員 2番	川上 宗康	委員 11番	近藤 誠
委員 3番	阿波 茂敏	委員 12番	伊賀崎 典正
委員 4番	中里 政義	委員 13番	水口 一男
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 14番	田中 広昭
委員 6番	浦 清一	委員 15番	西尾 政喜
委員 7番	川口 勇二	委員 18番	内野 正実
委員 8番	小川 憲市	委員 19番	大宅 和子
委員 9番	牟田 昇		
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

委員 1番	有馬 秀志
委員 16番	赤木 行秀
委員 17番	松永 信義(副会長)

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局局長 中里 忠義

事務局主査 藤 和弘  
事務局主任主事 田中 豊  
事務局主任主事 牟田 雄介

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第120号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
第121号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第122号議案 非農地証明願について  
第123号議案 非農地通知について  
第124号議案 納税猶予（相続税）に関する農業経営継続証明について  
第125号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第126号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について  
第127号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第128号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第129号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査について

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について  
報告2 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告3 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告5 農地転用許可不要案件の受理について  
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について

## 9 会議の概要

会 長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第13回総会を開催いたします。  
梅雨に入りましたけれども、なかなか梅雨らしくない天気が続いております。  
皆さん、田植えも終わって、安堵されているかと思います。  
ちょうど一か月前には長崎市でコロナが流行っていましたが、今は佐世保で続いている状況のようです。委員会は65歳以上の方がほとんどで、早い方は2回目の接種も終わられているかと思います。皆さんにワクチンが行きわたれば、ひとまずコロナは落ち着くものと思われまます。  
一週間ほど前に若い人にワクチンに関するアンケートをした結果を見ましたが、若い人では48%くらいの人しかワクチンを打ちたいと回答しておらず、残りの半分以上が

打ちたくないと回答しているそうです。

病気などで打てないということもあるでしょうが、若い方もある程度他人のことも考えてワクチン接種について考えてもらえればと思うところです。

なぜ、このようなことを言うのかというと、我々は現在、農村地域を盛り立てようとか、荒廃農地を減らしていこうとかの活動を一所懸命に行っているところですが、今の若い方達は私たちが思っているほど、そういう思いを持っておられないのではないかと感じる時もあります。

ただ、それを言ってもしょうがないことで、我々は、これからどうしたら若い方々が地域を守っていくような考えを持ってもらえるのかということも、考えていかないとならないと思います。

皆様にもよく考えていただければと思います。どうか、本日の総会もスムーズに進みますように、お願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、松永副会長には、議会の方へ出席していただいておりますので、進行についても私が務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、1番、有馬委員、16番、赤木委員、17番、松永委員の3名からの欠席届が提出されていますが、委員総数19名中16名の出席により、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、推進委員については全員出席となっておりますので、併せて報告いたします。以上です。

会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、8番 小川憲市委員、9番 牟田昇委員、補充として10番 辻茂樹委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第120号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第120号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、議案の差し替えがございますので、そちらをご用意ください。

また、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

こちらについて、追認許可相当との県の判断があったことから、このたび顛末書を添付して転用許可申請があり、第120号議案の第4条許可申請案件の2番として上程しております。それでは、議案の説明に戻ります。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、指方町。地目は、登記田、現況、休耕です。面積は499㎡。転用目的は一般個人住宅で、施設は住宅1棟木造平家建、建築面積101.80㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、ながさき西海農業協同組合みかん選果所から北西に約130mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。整地のみ行う。隣接農地との間にフェンスを施工する。日照通風、建物の高さを加減。5.8m程度。排水計画は、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路放流。

土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。収用補償契約書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付してあります。

都市計画法関係は収用対象事業の施行に伴う建築物です。

2番、相浦、九十九地区。こちらが、先ほど説明した違反転用の追認申請となります。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町。地目は、登記畑、現況、宅地です。面積は332㎡。転用目的は進入路、宅地の一部で、施設は進入用通路及び宅地の一部、213㎡。斜面部119㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でMR上相浦駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、佐世保特別支援学校から東に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。コンクリート舗装が施されているため、土砂の流出の流出はない。日照通風。施工して以降、周囲の農地に影響を及ぼしたことはない。排水計画は、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。顛末書添付。土地利用計画平面図添付。資金証明書に係る理由書添付。

都市計画法関係は、許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番川上です。6月22日に北村推進委員と現地を見てきました。  
これは、県道202号線の拡幅工事により、移転されるもので、申請地周辺は全て申請者所有の農地となっており、特に問題は無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。ただ今、川上委員が言われたとおり、県道、市道に近接した場所  
所で本人所有農地ばかりですので、特に問題ないと思っています。以上です。

議 長 続きます、2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月24日に、富川推進委員と現地確認しました。現地は富川委員  
の自宅の前でありまして、先ほど事務局から説明があったとおり、違反転用の案件で  
あります。地目は畑ですが、コンクリートも敷設されておりまして、宅地化しており、  
やむを得ないと思って見て参りました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。そこに、三坪ほどの小屋がありましたが解体されてお  
りまして、別に問題ありません。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。第120号議案につきまして、賛成の農業委員  
の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第120号議案については、許可相当として県に進達いたします。  
続きます、121号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事  
務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第121号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明  
します。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江上町。地  
目は、登記畑、現況休耕。面積は488㎡です。転用目的は分家住宅。権利は、所有権  
移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造平家建て、建築面積110.13㎡。耕作者な  
し。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたしま  
す。

参考事項としまして、こちらは彼岸手公民館から南西に約460mの位置にありま  
す。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高0.9m、土留め工事、法面  
保護をする。日照通風、建物高を加減、6.1m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚  
水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図

添付。融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としていますが、添付されております。

都市計画法関係は分家住宅です。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の5筆。地目は、登記田、畑、現況荒地。面積は5筆合計で1,509㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場、肥料培養ケース272個、613.75㎡、通路、水路640.01㎡、法面534.05㎡。併用地ありで敷地全体面積は実測1787.81㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは江上支所から南に約650mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。一部法面保護をする。日照通風、高さ1.5m程度の資材を置くため、周辺農地の日照、通風に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。

都市計画法関係は許可不要です。

3番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計174㎡です。転用目的は農業用資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、農業用資材置場227.8㎡、転回場所、作業スペース39.2㎡、通路法面部分128㎡の実測395㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内農用地で農業用施設用地です。

参考事項としまして、こちらは瀬道町宮ノ田公民館から西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.5m。ブロックをついて土留めを行い、水路との間に約60cmの緩衝地を設ける。日照通風、建築物はないため、被害のおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。預金通帳写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。

都市計画法関係は許可不要です。

4番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計2,754㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造二階建て、10棟。建築面積52.99㎡。併用地ありで、敷地全体面積は2,884㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.2m、最低1.8m。周囲に擁壁を設け、土砂流出を防止する。日照通風、建物高を加減、6.9m程度。排水計画、

雨水は溜柵から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。

一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証写添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

5番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町の6筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は6筆合計4,252㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場3,463㎡。法面801㎡。併用地ありで、敷地全体面積は4,264㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北に約100mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高4.5m。土留め工事をする。日照通風、工作物を設けないことから、被害が生じるおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。

都市計画法関係は許可不要です。

6番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、口の尾町。地目は、登記田、現況畑。面積は347㎡です。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建て、建築面積77.84㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは三川内小学校から北東に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土、最高0.8m。周囲にコンクリートブロックを設置するため被害のおそれはない。日照通風、建物高を加減、7.9m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。造成計画縦横断面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としていますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

7番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、大塔町。地目は、登記田、現況休耕。面積は238㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建て、建築面積77.42㎡。併用地ありで敷地全体面積は280.38㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは大塔町バス停から北に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土、最高0.35m。切土、最高0.16

m。隣接農地側にコンクリートブロックを設置するため、被害発生のおそれはない。日照通風、建物高を加減、8.057m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から河川。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。造成計画縦横断面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としていますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

8番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、愛宕町。地目は、登記田及び畑、現況荒地。面積は734㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場390㎡。通路344㎡。併用地なし。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で相浦中里 IC からおおむね300m以内の第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは相浦中里 IC から西に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。アスファルト施工を行う。日照通風、建物を建てないので、日照通風、耕作に支障を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。土地改良区解散の旨の申し立て書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。

都市計画法関係は許可不要です。

9番、相浦、九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の6筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は6筆合計3,672㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、建売住宅、木造平家建、建築面積55.27㎡、4棟。木造二階建て、建築面積38.09㎡、4棟。木造二階建て、建築面積50.51㎡、2棟の計10棟。併用地なし。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは長崎県立佐世保特別支援学校から北に約500mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高2.6m、最低0.3m。土留め工事をする。擁壁を設ける。日照通風、建物高を加減、8.1m程度。排水計画、雨水は溜桝から水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。宅地建物取引業者免許証写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定としておりますが、添付されております。

都市計画法関係は連たん区域です。

10番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町吉元の5筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は1,604㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場467㎡。通路、作業場、法面1,2



56㎡。併用地ありで、敷地全体面積は1,723㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらはサンパーク吉井から西に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。適度な緩衝地を設け、川岸付近にはブロック積みで土砂流出を防止する。日照通風、工作物は設けず、資材設置は道路敷の下方に位置するため、被害が生じるおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。

一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。

都市計画法関係は許可不要です。

11番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町乱橋。地目は、登記田、現況休耕。面積は56㎡です。転用目的は住宅敷地の拡張。権利は、所有権移転売買です。施設は、既存住宅敷地拡張で家庭菜園、花壇用地56㎡。既存宅地を合わせた敷地全体面積は655.96㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは東岩崎公民館より南に約530mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。周囲に土留めをし、土砂が流出しないようにする。日照通風、建物を建設しないため、周辺農地に影響を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。

都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上ですが、4番、5番、6番、7番、9番、10番の案件について、関係する委員の方がおられます。

議長 4番、5番、6番、7番、9番、10番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。4番、5番、宮地区。

3番 3番阿波です。6月22日に坂口推進委員と現地を見てきました。

4番の案件については、国道と市道に挟まれた農地で現在は遊休農地になっています。以前から開発の計画が上がっていたものです。住宅についてはやむを得ないかなと見て参りました。

5番の案件については、以前は住宅の計画が上がっておりまして、ここは住宅になる

ものかと思っておりましたが、資材置場ということで申請があり、現場を改めて見たのですが、ここは国道の通行が多いところで、事故がたまに起こるような場所ですので、搬入、搬出には十分注意していただきたいということと、広い面積ですので、排水などの管理については、業者さんにしっかり管理をしていただきたいと思います。内容についてはやむを得ないのかなと思って見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただ今、阿波委員が言われたとおりでして、ここは長年休耕している農地で、今後農地としての利用も見込まれないことから、致し方ないと思います。また、町内会長の話では、周辺住民への説明も行われており、周辺の理解は得られているとのことでした。以上です。

議 長 続きまして、6番三川内地区。

4 番 4番中里です。6月20日に迎推進委員と、地権者の方にも立ち会っていただいて現地を確認してまいりました。転用者は地権者の息子さんです。周辺は田んぼに囲まれており、どうかと思いましたが、地権者の話では、周辺の農地の持ち主の方には、話をしとあり了承を得ているとのことでした。被害防除計画のとおり施工されれば問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。中里委員と現地を見て参りました。計画通り行われれば特に問題無いと思います。

議 長 続きまして、7番日宇地区。

6 番 6番浦です。6月20日に、磯本推進委員と現地確認しました。周辺は住宅地で、近隣には一つ畑がありますが、特に問題は無いと判断しました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、被害防除計画通りに行っていたければ特に問題無いと思います。

議 長 続きまして、9番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月24日に、富川推進委員と現地確認しました。以前は田でし

たが、現在は耕作されておりません。周辺は住宅化が進んでおり、田自体も狭い田があり、使いにくそうであり、今回の申請は問題ないと見てまいりました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、特に問題無いと判断しました。

議 長 続きまして、10番吉井地区。

13番 13番水口です。6月23日に、末永推進委員と現地確認しました。元々申請は水田だったのですが、谷あいの狭い水田で、大型機械が入らないし、周辺一帯は耕作放棄地になっており、当該地も十数年耕作は行われていませんでした。現在荒れていて、B判定もされています。今回資材置場の申請があつておりますが、周辺の農地へ与える影響は全く無いと判断しております。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおり、農家の方が耕作したいと思えるような農地ではありませんので、資材置場として利用されることは、特に問題無いと判断しました。

議 長 それでは4番、5番、6番、7番、9番、10番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

15番 15番西尾です。5番の案件について、周辺住民への説明もされて同意もされているとのことでしたけども、資材置場として利用するが、コンクリートなどで舗装がされないとのことなのですが、周辺への砂ぼこりや風による飛散の問題はないのでしょうか。

事務局 事務局です。地区担当委員からご指摘があつた件についても、対応内容について事業者から書面が提出されていますので、今のご意見と合わせて回答いたします。

資材置場には、れき土や、砂利などの資材が置かれます。その飛散、流出について周辺へどのような対応をするかについては、保管するれき土、砂利等の周りに構造物等を設置して、流出を防止する。また、必要に応じてシート等で被覆するなどの措置を講じることです。

合わせて、地域住民への配慮として、今後も造成工事の進捗や運用上の必要に応じて地域への配慮を適切に行いますとのことですので、砂ぼこりなど、問題が生じた場合には、今後も地域に対して配慮を行っていくものと思われまます。

それと、委員からのご意見でありました、搬入、搬出については、車両の入出は一日

平均2、3回程度となる見通しで、通学時間帯は運行を控えるなどの近隣へ配慮をする。また、工事の程度に応じて搬出入の頻度が著しく高い場合には、誘導員の配置なども検討します。とのことです。

議 長 前もって、問題が生じそうなものについては、事務局が事前に事業者へ問い合わせをしてあり、先ほどの回答がその内容であるとのことです。

1 5 番 15番西尾です。国道沿いということですので、トラックの泥を落とす機械などの設置などの指導もした方がいいと思いました。

議 長 諮問案件に係るので、私も地元委員らと現地を見てきましたが、4番、5番は一体の土地で、片方が住宅、片方が資材置場です。今後どうなるか、というのは、私どもではわかりかねますが、現在出ている計画で土砂の流出はどうか、周辺の影響はどうかということで審査するしかないので、地区担当委員さんについては、面倒だと思いますが、工事の進捗やその後の利用など、目を光らせておいていただければと思います。

議 長 他にご意見はございませんか。

9 番 9番牟田です。造成計画の盛土は最高4.5mとなっていますが、どのような盛土を行うのか、擁壁なのか、石垣などどのような構造物なのか、わかっているのでしょうか。

事 務 局 事務局です。敷地の境界から、セットバックしたところから、安定こう配29度でもって、法面を形成することになっていますので、擁壁などの構造物は設けません。

議 長 他にご意見はございませんか。

1 5 番 15番西尾です。4番、5番の埋立ての土はどのような土でしょうか。

事 務 局 事務局です。具体的にどの土をもってくるかというのは、特に確認しておりませんが、現在事業者が複数有している他の造成現場が発生した土を使って造成するものと思われます。

1 5 番 15番西尾です。産業廃棄物をもってくるなどしたら、周辺が田なので問題が生じるので指導すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

事 務 局 事務局です。4番、5番の案件については、開発の許可と佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する要綱に基づいて指導が行われております。

議 長 他にご意見ございませんか。

議 長 ないようですので、採決に移ります。4番、5番、6番、7番、9番、10番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、4番、5番、6番、7番、9番、10番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。  
委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、1番、2番、3番、8番、11番の案件について審議いたします。地区担当委員の意見を求めたいと思います。1番、2番、江上地区。

2 番 2番川上です。1番ですが、6月22日に北村推進委員、譲渡人と現地確認を行いました。転用者は譲渡人の子で、本家の裏に家を建設されるものです。周辺は全て譲渡人の農地で、問題はありません。

次に、2番です。6月22日に北村推進委員と現地確認を行いました。周辺には農地はなく、転用者の土地ばかりで問題ありませんが、中央部に素掘りの水路があり、土砂の流出が懸念されるので、下流の田へ影響が無いよう注意してもらえれば問題ないと思います。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

北村委員 江上地区の北村です。1番については、川上委員が言われたとおり、周辺に農地がありますが、譲渡人の土地であり、問題ないと思います。2番については、以前水路の対岸に精米所建設の申請があり、その事業者の申請です。この周辺は荒廃農地ばかりで、農地に影響することはないと考えております。

議 長 続きまして、3番宮地区。

3 番 3番阿波です。6月22日に坂口推進委員と譲受人と現地確認を行いました。当該地は、道路わきの細長い農地ですが、水路を挟んで隣が田となっていますが、譲受人本人の所有地となっていますので、特に問題ないと見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま阿波委員が言われたとおり、何ら問題ないと見てきまし

た。

議 長 続きまして、8番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。6月24日に富川推進委員と現地確認を行いました。以前農用地区域からの除外が行われた土地で、今回転用申請が出ております。現在荒地になっていて耕作の予定もないため、問題ないと見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、特に問題ありません。

議 長 続きまして、11番江迎地区ですが、松永委員が欠席のため、18番の内野委員にお願いします。

1 8 番 18番内野です。6月22日に小川推進委員と譲渡人、譲受人の4人で、現地を確認してきました。ここは、田を県道に収用されていまして、譲受人の宅地に隣接して残地56㎡が残っていたところでした。狭小地ですので、農地として残していても仕方ないと見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。内野委員から説明がありましたとおり、2月に農用地区域からの除外を行ったところで何ら問題はないと見てきました。

議 長 1番、2番、3番、8番、11番の案件について、何かご意見等ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番、2番、3番、8番、11番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第121号議案については、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第122号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第122号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。  
1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神二丁目の2筆。地

目は登記畑及び田、現況駐車場。面積は2筆合計171㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、天神郵便局から北に約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

2番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、天神二丁目。地目は登記田、現況駐車場。面積は181㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは、天神郵便局から北に約100mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-4に該当します。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長            それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番日宇地区。

6 番            6番浦です。6月20日に磯本推進委員と現地確認を行いました。ここはすでに駐車場として使われておりまして、問題ないと見てきました。2番も同様で問題ないと見てまいりました。

議 長            それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員        日宇地区の磯本です。浦委員から報告がありましたとおり、1番、2番は隣り合っている場所です。何ら問題はないとして見て参りました。以上です。

議 長            以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員            (なし)

議 長            異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員        (挙手多数)

議 長            賛成多数ですので、第122号議案について、非農地証明を交付することといたします。続いて第123号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局        はい、第123号議案 非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は、240筆で面積が178,935.52㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

議 長 第123号議案非農地通知について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第123号議案については、非農地通知を発出することといたします。続きまして、第124号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第124号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

1番、早岐地区。相続人、特定貸付者、特定借受者、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、南風崎町1筆、浦川内町2筆、崎岡町10筆の合計13筆。地目は田及び畑。面積合計12,439㎡。全て市街化調整区域です。相続開始年月日は平成14年8月31日。引き続き農業に従事していた期間は、平成30年6月28日から令和3年6月25日です。この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届を税務署に提出することになっておりまして、その届の添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回総会議案として上程しています。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員の意見です。早岐地区は私から報告します。6月12日に久野委員と見てまいりましたが、全筆立派に耕作をされていたので、異常ないと見てきました。それでは、地区担当推進委員の意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。今、八並委員が言ったとおり、問題ないと見てきました。

議 長 それでは、何かご意見ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第124号議案については、農業経営継続証明を交付することと



いたします。続いて、第125号議案 農地利用集積計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 第125号議案 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区3件、宮地区3件、早岐地区1件、大野地区3件、吉井地区1件、世知原地区5件、江迎地区3件、の計19件。所有権の移転は、針尾地区1件、宮地区1件、の計2件。全体で21件の集積です。  
氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。  
以上ですが、利用権の設定の13番、14番、15番の案件に係る委員の方がおられます。  
ご審議よろしくお願いたします。

議長 利用権設定の13番、14番、15番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは、13番、14番、15番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。13番、14番、15番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、利用権設定の13番、14番、15番は承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、13番、14番、15番以外の案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。13番、14番、15番以外の案件について、

賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第125号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
続きまして、第126号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第126号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区9件、早岐地区1件で合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。  
ご審議よろしく願います。

議長 第126号議案につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第126号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。  
続きまして、第127号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 第127号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、早岐地区3件、鹿町地区2件で、合計5件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第126号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしく願います。

議長 この案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第127号議案についてはすべて承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。続いて、第128号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第128号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして、三川内地区1件、早岐地区1件、佐世保地区3件、柚木地区1件、中里地区8件、吉井地区1件、鹿町地区2件で合計17件の申し出がありました。なお、3番、4番、5番の案件に該当する農業委員がおられます。

ご審議よろしくお願いたします。

議長 3番、4番、5番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退室していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退室願います。

～委員退室～

議長 それでは、3番、4番、5番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。3番、4番、5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、3番、4番、5番は承認されました。委員は入室願います。

～委員入室～

議長 それでは、3番、4番、5番以外の残りの案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。3番、4番、5番以外の案件について、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第128号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第129号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第129号議案 令和3年 田畑売買価格等に関する調査についてご説明いたします。調査目的、調査方法等については記載のとおりです。毎年、全国農業会議所が県農業会議を通じて5月1日時点での田畑の売買価格の調査を行っております。議案内のカッコ書きにつきましては、昨年の報告額を記載しており、その上段が今回の案として記載をしております。農用地区域の田畑については、上昇、横ばい、下降の傾向と、その理由を選択するようになります。

調査の結果としましては、過去1年間の耕作目的での農地の売買件数が、佐世保市においては非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、基本的には横ばいの価格としての報告を考えています。なお、江上地区の樹園地の成園については、地区農業委員と協議し、前年の10a当たり60万円を70万円に上げて議案を作成しております。

但し、それぞれの地区の精通者である委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向があれば、修正した内容で報告します。

横ばいとした理由は、田は米価などの農産物価格が低いため、畑は全体として農業の生産意欲が減退しているためとして回答を予定しております。なお、参考として、右端に令和2年度報告時の傾向及び理由を記載しております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明がありました通り、江上地区のみ地区委員さんと話し合っただけで変更されていますが、今自分の地区はおかしいとか、意見はありますか。

4番 4番中里です。三川内地区は、折尾瀬村となっておりますが、なぜ、現在この金額になっているのか、わからないのですが。

議長 前会長から、三川内地区の田の価格が高いということは聞いております。これまで徐々に下がってはいるが、昔から高いということでした。今の委員さんから、これを下げた方がいいとかの意見はありますか。

4 番 4 番中里です。今年、売買が成立した話もありますが、この額とは大きな開きがあります。

議 長 この金額は実際の売買価格が反映されているのでしょうか。

事務局 事務局です。データは毎年作っていますが、昨年と同程度で作成し、総会で委員さんの意見を聞いてから報告しています。

議 長 どのくらいの金額が妥当と考えますか。

4 番 4 番中里です。ただ、あまりにも高いなど。

3 番 3 番阿波です。宮地区も樹園地が 60 万ですが、実際には、成木の良いところで 40 ～ 50 万、これから育つ未成木は 30 万程度で全体的に高い。田も高い。実態とかけ離れているのではないかと思う。基準をどのあたりで考えてよいかわからないので、もっと検討する必要があると思います。

議 長 早岐地区は佐世保市でまとめられていますがこれは高い。何年かおきに価格が下がっており、三川内なども徐々に下がっている。

3 番 3 番阿波です。樹園地については、針尾と宮で価格がかなり違います。場所による部分もあるため、この売買価格は参考にしづらいと思います。

議 長 確かに田で 120 万、140 万は高いように思えるが、急に一気に下げるのも問題があるので、三川内と宮はこれを下げようとするのであれば、いくらぐらいなら妥当か、話しあってもらえませんか。

原 委員 針尾地区の原です。針尾は田んぼ自体があまり売れません。樹園地の未成園については、これは正直若い木を植える方はこれからも収穫を頑張っていこうという場所なので、そちらの方が高く、成園は樹齢が過ぎた老木も含むので安いことが多い。なので、事務局から聞かれて、成園と未成園は同じ値段で良いと回答しています。ちなみに売買は針尾でもあっています。大体 70 ～ 80 万で行っていますが、地権者と借受人との関係上、相対して、安く買いたたくわけにはいかない部分があります。

議 長 結論として、針尾は変えなくてよいですね。

原 委員 針尾地区の原です。はい。

議 長 　　では、江上地区は。

2 番 　　2番川上です。江上地区は値段も暴落しており、一回下がるとそれが続いています。県内の平均は65万とのことでした。江上はそれ以下の35万、40万が続いたので、少し下げたいと思います。

議 長 　　いくらにしますか。別に今後この金額で売買しないといけないわけではなく参考としてなので。

2 番 　　2番川上です。農用地区域80万、農用地区域外70万にしたいと思います。

6 番 　　6番浦です。やはり、江上、三川内など国道沿いの使いやすい農地のあるところが下げるのは、いかがなものかと思います。

議 長 　　三川内地区はどうされますか。

4 番 　　4番中里です。100万と80万にしてもらいたいと思います。

議 長 　　宮地区はいかがですか。

3 番 　　3番阿波です。地区のことを我々委員だけで決めてよいものか話しあっていたところです。

議 長 　　（事務局と協議）

議 長 　　回答は、7月の総会後で間に合うようですので、一旦地域へ持ち帰って地区の方々と色々話しあって、もう一回審議しなおすようにしたいのですが、よろしいですか。

委 員 　　はい。

議 長 　　それでは、第129号議案については、7月の総会で、再度諮ることといたします。これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 　　はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の規定による許可申請の局長専決許可報告について

報告2 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告3 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

- 報告4 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
- 報告5 農地転用許可不要案件の受理について
- 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
- 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
- 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。  
引き続き、その他に移りたいと思います。

- 事務局 【令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書（案）の提示について】
- 【利用状況調査について】
- 【農地中間管理機構との連携（情報共有）について】
- 【8月末の終期リスト及び農地の利用権設定の更新について】

議長 以上で本日の総会を終了したいと思います。長時間に亘り、ご審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、第13回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。